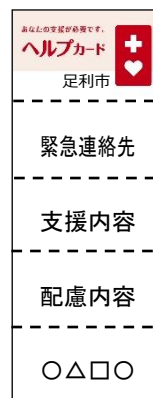


ヘルプカードを配布します！

市では、外見から障がいがあることがわからない、内部に障がいがある方などを始め、支援や配慮を必要とする方に、ヘルプカードを配布します。



- ヘルプカードは、蛇腹式に折りたためるようになっています。
- 定期入れや、障がい者手帳のケース等に入れて携帯します。



ヘルプカードとは

支援や配慮を必要とする方が困った時に支援等を求めやすくするためのカード

- ヘルプカードは、外見から障がいがあることがわからない方などや、支援や配慮を自分から言い出せない方などが、困った時に支援や配慮を求めやすくするために作られたカードです。
- ヘルプカードの提示がありましたら、記載内容を確認して、必要な支援や配慮を行ってください。
- ヘルプカードには、住所、氏名、緊急連絡先、障がい名、支援してもらいたいこと、配慮してほしいことなどが記入されています。
- ヘルプカードとヘルプマークは、最初に東京都が発案し作成しています。現在は全国の自治体に広がり活用されています。

お問い合わせ 足利市健康福祉部障がい福祉課

〒326-8601 足利市本城3丁目2145 本庁舎1階
電話 0284 (20) 2169 F A X 0284 (21) 5404

■こんな時に、みなさんの支援や配慮が必要です！

1 日常生活の中で

何か困っているような方を見かけたら・・・

- ・「何かお手伝いすることがありますか？」と声をかけてください。
- ・ヘルプカードの提示があったら、記載してある内容に沿って支援や配慮をお願いします。

2 病気などの緊急時に

パニックや発作、病気などを起こしている方を見かけたら・・・

- ・まず、短い言葉で優しく声をかけてください。
- ・ヘルプカードには、パニックや発作の際にどうしてほしいかなどが書いてあります。
- ・周りの方が協力して対応をお願いします。

3 災害が起きたら

避難しなければならない時に、危険を察知していない方や動けない方がいたら・・・

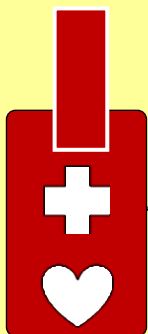
- ・ゆっくりと状況を伝えてください。
- ・ヘルプカードに緊急連絡先が記載されている時は、連絡をお願いします。
- ・避難所で過ごす時に、支援や配慮が必要な方が困っていたら、ヘルプカードを持っているかを確認し、提示があったら、記載内容に沿った支援や配慮をお願いします。

配布対象者 障がいがあるなどにより支援や配慮を必要とする方

障がい者手帳所持者（身体障がい、知的障がい、精神障がい）、
難病患者、障がい福祉サービス利用者、その他必要とする方

配布場所 市役所（障がい福祉課）、各公民館、市社会福祉協議会の窓口

*市ホームページからも様式をダウンロードできます。



- ヘルプカードと同時に「ヘルプマーク」を県で配布します。
- ヘルプマークは、支援や配慮を必要としていることを周りの方に理解してもらう役割があります。
- バックやカバンなどに下げてヘルプカードと併せて活用してください。